

4-4 市街地エリア

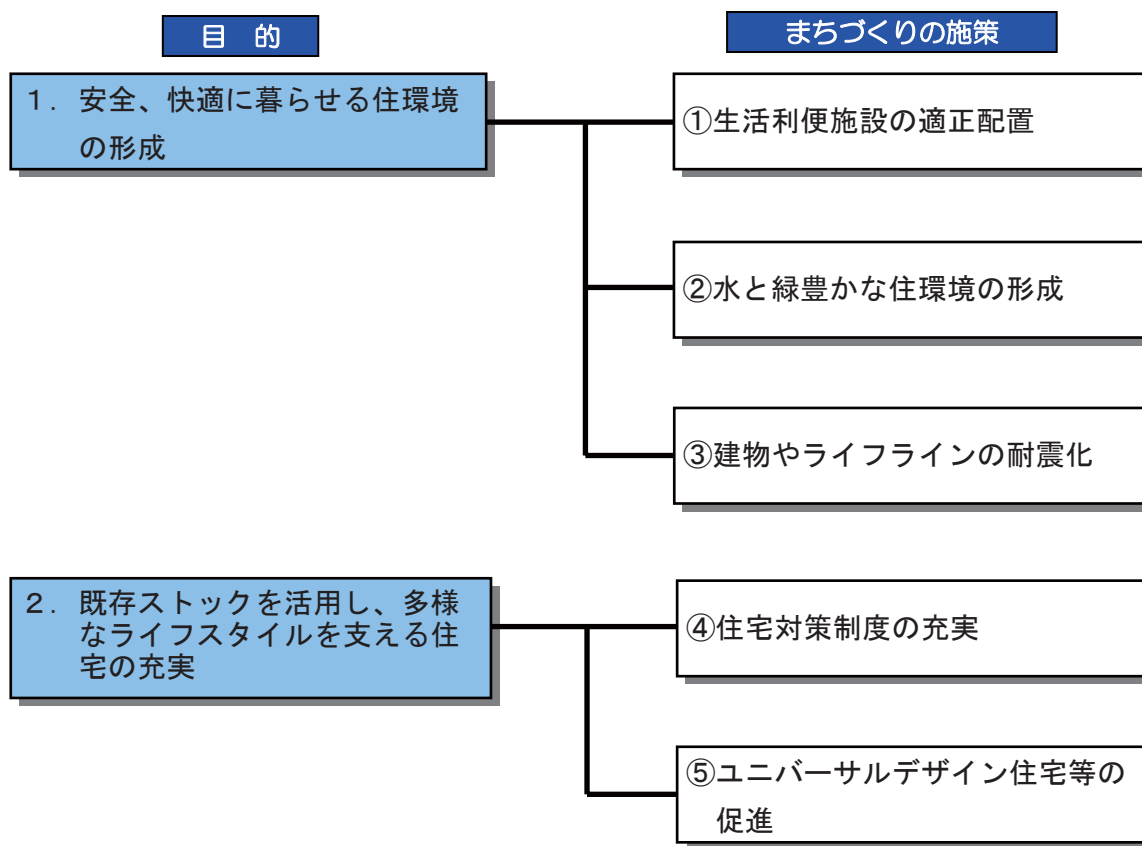
施策の方向性と体系

日用品取り扱い店舗や医療などのコミュニティサービス施設など、安全・快適な暮らしに対応した生活の利便施設を適正に配置し、誰もが歩いて暮らせる住環境整備の形成をすすめます。

また、水と緑豊かな魅力ある住環境整備に向けた取り組みや建物、ライフラインの耐震化をはかり、誰もが安全・快適に暮らすことのできる住環境づくりをすすめます。

さらに、住宅ニーズに対応した住み替えを促進し、既存ストックを活用した住宅、住環境の充実をはかります。

住宅や道路、公園など、これまでに蓄積された社会資本ストックを活用し、誰もが住みなれた地域で安全・安心して暮らすことができ、多様なライフスタイル、ワークスタイルを支える住宅の充実をすすめます。



① 生活利便施設の適正配置

現状と課題

帯広市内には、中心市街地に位置する2店を含め、大型商業施設は5店が立地しています。また、近年は、規制緩和や自動車社会の進展により、幹線道路沿道へのロードサイドショップなどの小売店舗の立地がすすんでいます。

その一方、地域に密着した中小小売店舗の減少がすすんでおり、自動車を利用しない高齢者などにとって、利便性に乏しい地域が生まれています。

今後、高齢者など、誰もが住み慣れた地域で安全、安心に住み続けるためには、歩いて行ける範囲に、日常の買い物や医療など、基礎的な都市サービス機能が整っていることが必要です。

また、バス交通など公共交通と生活利便施設が連携していることにより、高齢者、障がい者などの移動に制約のある人々が、快適な生活を送ることができるよう取り組みが必要です。

施策の概要

○生活利便施設の適正配置

地域に密着した生活関連の日用品販売から医療施設など、生活に身近な生活利便施設の立地を促進し、利便性向上をはかります。

住宅地内の幹線道路沿道や利便施設空白地域などの地区において、日用品店舗、医療施設、及び交流施設など、地域コミュニティの生活利便性を高める施設の計画的な適正配置をすすめ、高齢者、障がい者など誰もが安全、快適に暮らせる環境整備をはかります。

このため、未利用地及び後背地の住環境などに配慮しながら、用途地域の見直しや市街化区域編入などの都市計画制度を適切に運用することにより、生活利便施設の配置を検討します。

- ・施設敷地内の用途地域は、住居系の用途地域を指定します。
- ・敷地規模は、生活者の利便をはかる適切な規模とし、影響エリアは歩行圏内（生活利便施設を中心に半径1km程度）を想定します。
- ・施設の配置は、既存の利便施設の配置状況や後背地の土地利用状況などにより、路線的施設と面的施設に区分し検討します。

② 水と緑豊かな住環境の形成

現状と課題

帯広市では、帯広の森を人と自然がふれあう場などの緑づくりの核とし、緑のネットワークづくりに取り組んでいます。また、市街地を取り囲む十勝川・札内川では豊かな水辺や河畔林が形成され、良好な都市環境を形成する上で重要な役割を担っています。

今後、帯広の森や十勝川、札内川などの河川緑地と各公園や樹林地、身近な緑などと、帯広市全体の広域的な緑のネットワークを構築することが重要になっています。

また、既存の樹林地や河畔林などを次世代の人々へと継承してゆくため、緑の保全をはかることが必要になっています。

施策の概要

○緑のネットワーク化の形成

十勝川、札内川の河川緑地や帯広の森、緑ヶ丘公園などを骨格に、緑道や河畔林、街路樹などで緑地空間を繋ぐ緑のネットワーク化をはかり、良好な都市環境や動植物の生息・生育環境の形成及び自然と共生したうるおいのある街並みの形成をはかります。

○水辺環境の保全

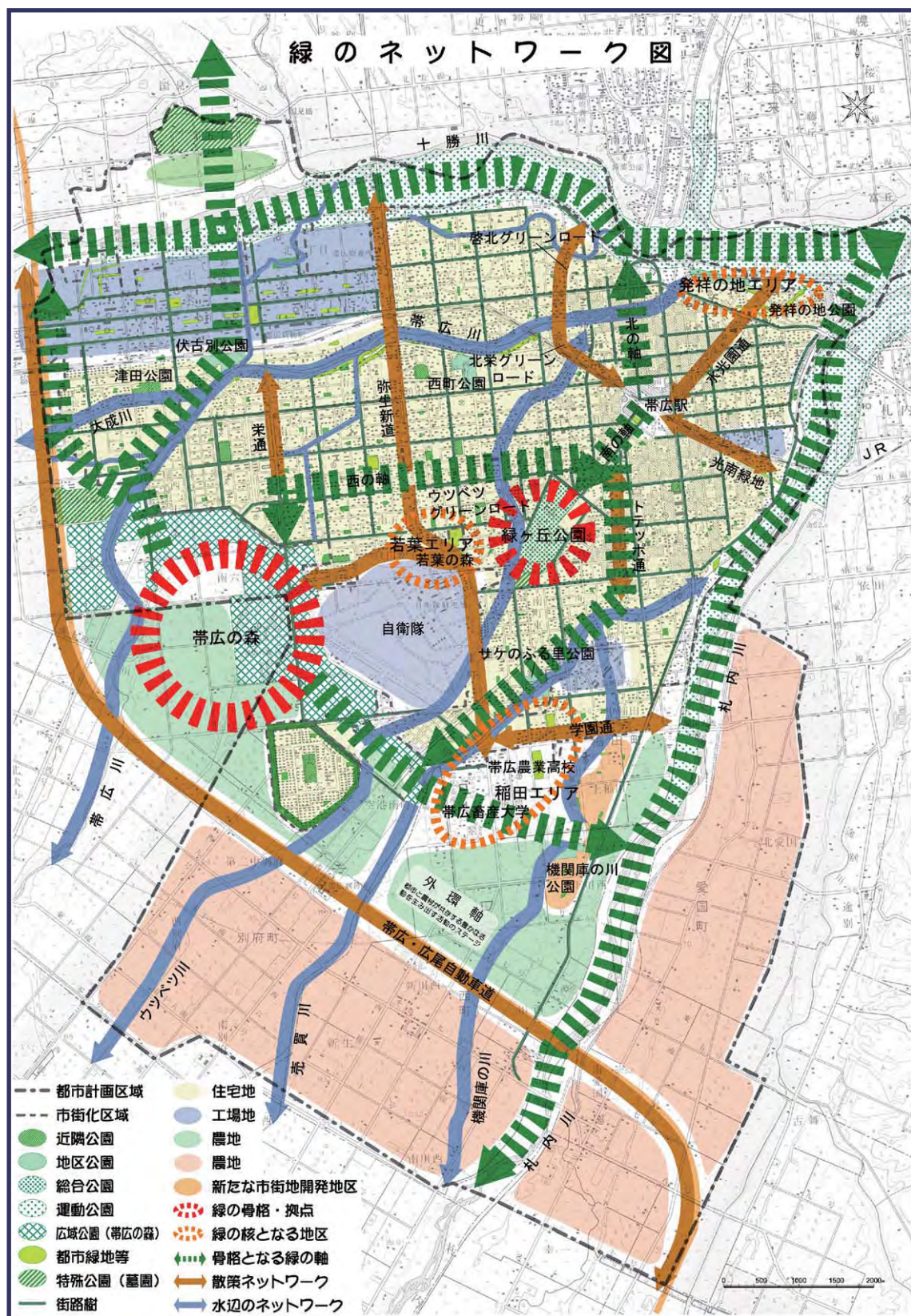
河川緑地などは、市民のレクリエーション、スポーツ、散策や憩いの場として活用し、楽しく安全に利用できるよう適正な維持管理につとめます。また、水辺や河畔に残されている自然環境を保全していきます。

○帯広の森拠点施設の整備

帯広の森を緑づくりの場、スポーツ・レクリエーション、自然学習、休息・休養、自然とのふれあいなど、緑の核・拠点として整備をすすめます。

継続的にボランティア活動や体験型行事などに活用されるよう、森の利活用と育成管理を行い、市民が日常的に森に関心を持てる取り組みを推進します。

また、帯広の森をフィールドとした自然観察会や体験型の環境学習プログラムを実施し、帯広の森を「森を育て、利活用する場」として位置づけ、市民に広く森の必要性を周知していきます。



③ 建物やライフラインの耐震化

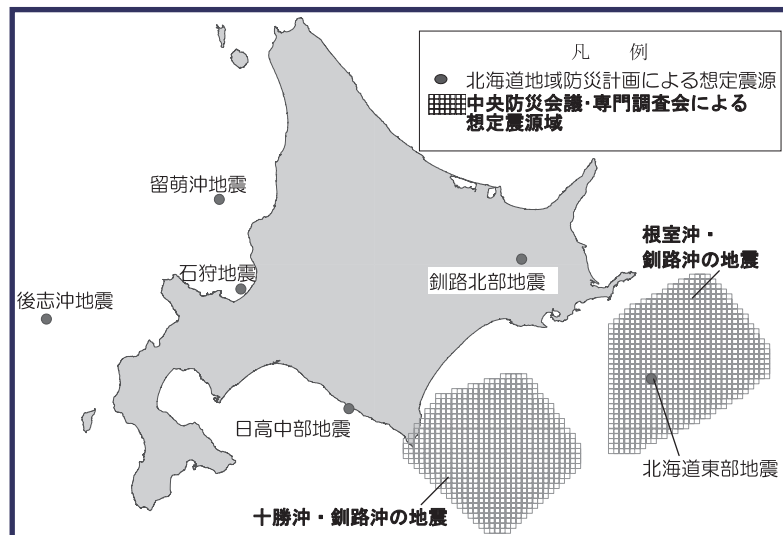
建物の耐震化

現状と課題

帯広市は、都市計画制度の適切な運用により道路、公園などの都市基盤施設の計画的な整備をすすめ、利便性、快適性の高い都市づくりとともに、地震や水害などの災害に強い安全な都市づくりにつとめてきています。

一方、帯広市を含む道東地域は地震の発生確率が高く、中央防災会議の専門調査会によると、北海道内で揺れによる建物被害が発生する地震として、「十勝沖・釧路沖の地震」、「根室沖・釧路沖の地震」の2つの地震とされ、両地震の想定震源域に近い帯広市では、地震への対策を十分講じることが求められています。

また、市内には活断層があり、直下型の地震発生も想定されています。



こうした中、市内の住宅については、総数約78,400戸のうち、約53,200戸、約68%が建築基準法の新耐震設計基準が制定された以降に建設された住宅となっていますが、今後より一層住宅の耐震性を高めることが必要になっています。

また、小中学校などの公共施設は、災害時の緊急避難施設となることから、耐震化が未了の建物について、早急に耐震化改修をすすめる必要があります。

○住宅の建設年代別戸数

建設年代	住宅戸数	割合
昭和56年以前	25,200戸	32%
昭和57年以降	53,200戸	68%
計	78,400戸	100%

(平成15年住宅土地統計調査)

施策の概要

○建物の耐震化の促進

地震による建築物の倒壊などの被害及びこれに起因する生命、身体、財産の被害を未然に防止するなど、災害に強いまちづくりをすすめるため、「帯広市耐震改修促進計画」を策定し、既存建築物の耐震化をすすめ耐震化率を平成27年までに90%とします。

・耐震診断・改修を行う環境整備

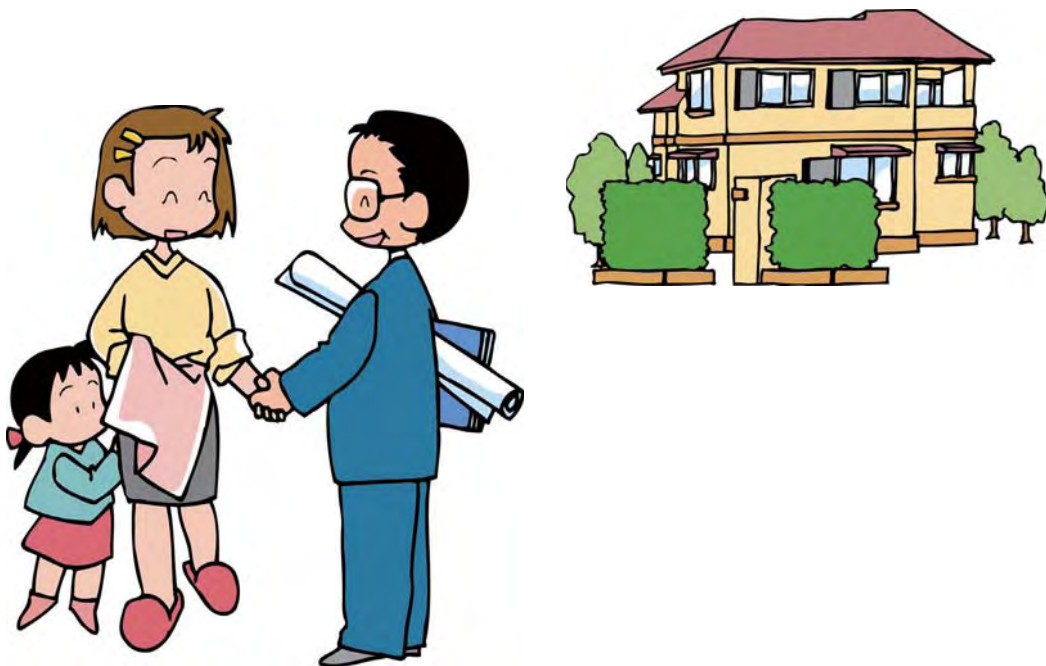
民間住宅について、耐震診断、改修に関する相談窓口を開設すると共に、耐震診断に基づいた、住宅改修支援制度を創設します。また、地震・災害時の総合的な建築物の安全対策の推進をはかります。

・地震防災対策に関する周知、普及

帯広市内の地震防災マップを作成し、ホームページにより公表するとともに、パンフレットなどにより、市民に周知・普及をはかります。

・公共施設の耐震化

小中学校などの公共施設については、建築基準法改正以前（昭和56年）に建築された建物について、耐震診断を実施し、強度を満たしていない建物について、避難施設などの重要施設から計画的に耐震化をすすめます。



ライフラインの耐震化

現状と課題

帯広市では、地震時の市民生活の安全、安心の確保に向け、上下水道施設の耐震化に取り組んでいます。

稲田浄水場は建設後 34 年、南町配水場の配水池は 37 年、帯広川終末処理場は、建設後 45 年が経過しています。平成 17 年度に稲田浄水場及び帯広川終末処理場の耐震診断を実施し、今後は、計画的な整備が必要となっています。また、大災害時の飲料水確保をはかるため、平成 8 年度から緊急貯水槽の設置に取り組んでおり、平成 19 年度までに 9 基を整備し、今後さらに 3 基の整備を予定しています。

一方、配水管については、昭和 42 年度から強度の高い DIP（ダクタイル鋳鉄管）を使用し、配水管整備をすすめています。さらに平成 8 年度からは、震災の影響を最小限にするため、重要幹線などに耐震継手の使用を実施しています。

今後も老朽管の更新を計画的に実施することが求められています。



（緊急貯水槽の設置）

施策の概要

○浄水場、終末処理場の耐震改修の推進

地震災害時の上下水道の安定供給・処理のため、平成 17 年度に実施した耐震調査をもとに、基幹施設である稲田浄水場、帯広川終末処理場の耐震改修をすすめます。

○緊急貯水槽の設置

地震など大規模災害時の飲料水を確保するため、緊急避難場所に指定されている小中学校内に緊急貯水槽を設置します。

○配水管の耐震化、ブロック化の推進

配水管は強度の高い DIP（ダクタイル鋳鉄管）への切替えをすすめ、幹線については、耐震継手を設置し、耐震化につとめます。

また、配水ブロックを細分化し、緊急時にブロック毎の細かな配水管理ができるよう取り組みます。

④ 住宅対策制度の充実

現状と課題

既存の市街地は、道路、上下水道など社会資本の蓄積があるにもかかわらず、若年層やファミリー層を中心とした世帯の近隣町村への流出が続き、人口の減少、高齢化がすすんでいます。

郊外の住宅地などでは、地域全体の高齢化がすすみ、地域の活力が衰退し、空き地、空き家の増加などの問題が生まれています。

このような地域に住んでいる高齢者世帯のなかには、家族構成の変化や加齢による身体能力の低下などから、より利便性の高い都心エリアなどへの住み替え意向もあります。

その一方、比較的狭い賃貸住宅に居住している子育て世帯では、子育てに適した環境の住宅を求めている例もあり、住宅ニーズと住んでいる住宅とにギャップが生じるなどの課題があります。

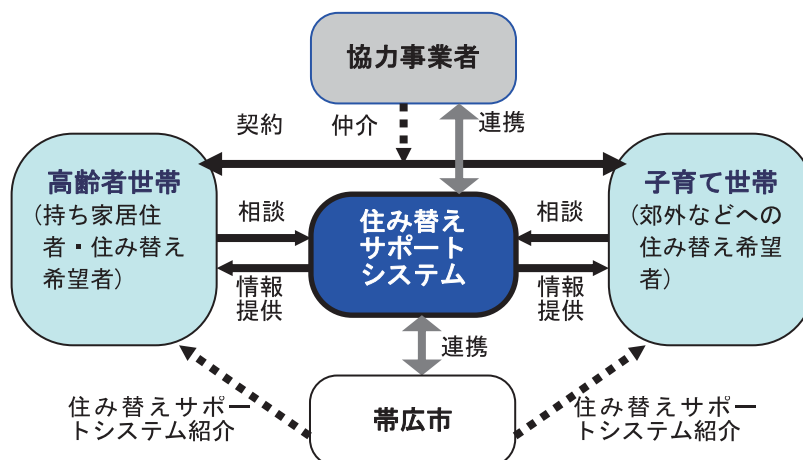
施策の概要

○ファミリー層を対象とした住宅取得支援制度の創設

地域の定住人口の確保と年代構成の多様化をはかるため、一戸建て住宅を建設する若年層、ファミリー層を対象に資金融資などの住宅取得支援制度の創設を検討します。

○住み替えサポートシステムの導入

年齢とともに変化する住宅へのニーズに対応し、高齢者世帯と子育て世帯の住み替えなど、さまざまな住み替えに関する相談を受け、住まいに関する情報提供を行うために、関係団体と連携し、住み替えサポートシステムの導入を検討します。



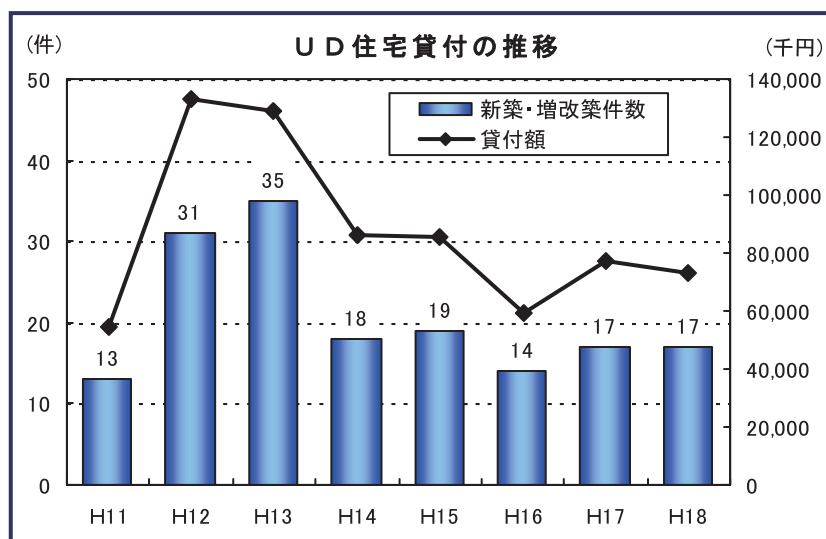
⑤ ユニバーサルデザイン住宅等の促進

現状と課題

ユニバーサルデザイン住宅は、赤ちゃんから高齢の方まですべての人が便利で安全、快適な生活ができるさまざまなアイデアが家の隅々に取り入れられており、みんなに優しくいつまでも暮らしやすい住まいを実現しようとするものです。

この住宅の普及、促進を目的に、一定の基準を満たした住宅の新築には500万円、増改築には150万円を上限として無利子融資、床の段差の解消や手すりの設置などの住宅の改造をする場合には40万円を上限として補助しています。

近年、景気の低迷などにより住宅着工件数が低迷してきており、無利子融資制度の利用者数も低迷しています。



また、市民の日常生活に欠かせない道路、公園、学校などの公共施設は、段差などの障害をできる限り解消することで、誰もが支障を感じることなく、安全で、安心して暮らせる居住環境づくりにつながります。柏林台地区などのモデルに適した場所を選び、ユニバーサルデザイン化の具体的な事業をすすめています。

さらに、環境に優しいまちづくりをすすめるため、市営住宅などの公共施設は、既存ストックの活用や長寿命化をすすめていく必要があります。

施策の概要

○ユニバーサルデザイン住宅の周知、普及、PRの推進

ユニバーサルデザイン住宅の潜在需要は高いものと考えられますが、年齢的な問題、将来生活への不安などから、改造までできないなどの状況にあることから、利用しやすい制度への見直しや周知、普及、PRを行います。

○住宅のリフォーム相談体制の構築とリフォーム支援の検討

また、住宅のリフォームに関する相談体制を構築するとともに、「帯広市耐震改修促進計画」を策定し、耐震化の支援制度を検討する中で、併せて住宅リフォーム支援についても検討します。

○公共施設のユニバーサルデザイン化

公共施設は、誰もが暮らしやすいまちづくりをすすめるため、帯広市居住環境ユニバーサルデザイン指針（平成12年）に基づき、ユニバーサルデザイン化を推進します。

また、既存の公共建築物は、改修時などにあわせ、バリアフリー化やオストメイト対応トイレの設置をすすめます。

○市営住宅の全面的改善等の実施

中層耐火構造市営住宅については、耐用年数の中途から建替えるのではなく、躯体を残して、エレベーターの設置やユニバーサルデザイン化をはかるなどの住棟全体の改修を行い、長寿命化をはかります。

また、借上市営住宅については、帯広市借上市営住宅制度要綱を改正し（平成16年）、規模などの緩和をはかり、新築のみならず既存住宅などについても対象を広げています。

